平成２２年（フ）第１７３号
茨城県水戸市住吉町62―７　レオパレススミヨシ211、住民票上の住所茨城県水戸市若宮１丁目８番33棟404号　県営若宮アパート
債務者　阿部裕利子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
茨城県水戸市酒門町4572番地の27　エテルノデーア酒門Ｂ棟101号、旧住所水戸市大場町2243番地
債務者　田所いづみ（旧姓飛田）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
茨城県那珂市菅谷4471番地１
債務者　内田　周治
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２０９号
茨城県水戸市吉田2996番地の１　ジョイⅠ―102号、旧住所水戸市大塚町1866番地の206シティハイツ平塚206号
債務者　仲田　真弓（旧姓田中・富森）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４号
茨城県水戸市見川５丁目125番地の11　セキネコーポＢ棟102号
債務者　鈴木　春美（旧姓小暮）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２９号
茨城県水戸市渡里町2569番地の２
債務者　川崎　一二
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
茨城県水戸市新原１丁目14番14号
債務者　松下　紀一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９８０号
大阪府茨木市橋の内２丁目８番617号
債務者　三好　崇央
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７号
静岡県富士市今泉4001番地の５　雇用促進住宅１―401号、前住所静岡県富士市蓼原町1571番地
債務者　佐藤　吉行
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２７７０号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番12―303号
債務者　阪下慎一郎
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５５号
大阪市東住吉区今林４丁目５番２―701号
債務者　中田　　要
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６３号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―205号
債務者　加藤　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１９５号
大阪市淀川区宮原２丁目12番20号　松井マンション202号
債務者　小林　徳幸
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第４２２号
金沢市笠舞本町１丁目７番17号
破産者　伊東商事株式会社
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１３３６号
熊本県玉名市高瀬232番地
破産者　杉谷水企工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５９号
秋田県能代市扇田字伊勢堂前41番地
破産者　藤原　　剛
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部